

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 26 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当 御中

消費者庁消費者安全課

エスカレーター事故の防止について

消費者庁の消費者安全行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、消費者庁消費者安全調査委員会により、平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故に関する事故等原因調査報告書が取りまとめられましたので、調査報告書の概要を送付いたします。

報告書では、機械安全の考え方に従ってエスカレーターの設置環境や周辺環境を含めた様々な人の行動を想定し、事故の発生をより広くかつ確実に予防する適切な安全対策を整備することが重要であるとともに、エスカレーターは、その構造上、安全対策の整備後にも一定のリスクが残留しており、事故の発生を防止するためには、利用者自らもリスクを認識し利用することが重要である、としています。

エスカレーターは、駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用され、転倒等の事故が多く発生しており、その中には利用者がエスカレーターの安全な利用方法を認識して利用することで防ぐことが出来るような事例も含まれていると考えられます。

各地方公共団体におかれましては、エスカレーターの事故発生防止のため、消費者がリスクを認識して安全に利用するよう、消費者啓発の取組をお願いいたします。啓発に当たっては、独立行政法人国民生活センターが作成した啓発資料を送付しますので、御活用ください。また、一般社団法人日本エレベーター協会のウェブサイト (<http://www.n-elekyo.or.jp/>) でも、各種啓発資料が公表されていますので、こちらも合わせて御活用ください。

併せて、本事務連絡の内容につきまして、貴地方公共団体管内の市区町村へもご周知をお願いいたします。

【添付資料】

- ・参考1 「消費者安全法第24条第3項に基づく事故等原因調査報告書【概要】
ー平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故ー」
(平成27年6月26日 消費者安全調査委員会)

- ・参考2 「見守り新鮮情報168号 エスカレーターでの事故に気をつけて！」
(2013年7月11日 独立行政法人国民生活センター)

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 高瀬

TEL：03-3507-9137（直通）

(報告書の内容に関する問合せ)

消費者庁消費者安全課事故調査室 佐藤、星野

TEL：03-3507-9127（直通）